

# 厚生労働省通知

平成 19 年 12 月 28 日、厚生労働省医政局長発の通知文が発出されました。

「医師及び医療関係職と事務職員等との間等での役割分担の推進について」〈医政発第 1228001 号〉とされる通知によると、医師でなくとも対応可能な業務までも医師が行っている現状、また、看護師等の医療関係職については、その専門性を発揮できていないとの指摘についての対応が示されている。具体的には、臨床検査技師が行える業務として「採血や検査についての説明」が記載されている。

これを受け、1 月 23 日厚生労働省において、詳細な説明を求めるとともに当会の見解を述べた。それによると、医療の推進のため関係者の協力のもと「医療職種により適切な業務」の遂行を求めている。検査業務は「法」のもとに行うことは勿論であるが、(若干の医師の見解の相違は残るものの) 幅広い見識を持ち業務を行うことが我々の「業務拡大」にもつながるものであることは言うまでもない。各医療機関においては、十分な話し合いのもとに、積極的な対応をしていただきたい。以下に「通知文」を掲載する。

医政発第 1228001 号

平成 19 年 12 月 28 日

各都道府県知事殿

厚生労働省医政局長

## 医師及び医療関係職と事務職員等との間等での役割分担の推進について

近年、医師の業務については、病院に勤務する若年・中堅層の医師を中心に極めて厳しい勤務環境に置かれているが、その要因の一つとして、医師でなくとも対応可能な業務までも医師が行っている現状があるとの指摘がなされているところである。また、看護師等の医療関係職については、その専門性を発揮できていないとの指摘もなされている。良質な医療を継続的に提供していくためには、各医療機関に勤務する医師、看護師等の医療関係職、事務職員等が互いに過重な負担がかからないよう、医師法(昭和 23 年法律第 201 号)等の医療関係法令により各職種に認められている業務範囲の中で、各医療機関の実情に応じて、関係職種間で適切に役割分担を図り、業務を行っていくことが重要である。

このため、今般、医師等でなくとも対応可能な業務等について下記のとおり整理したので、貴職におかれては、その内容について御了知の上、各医療機関において効率的な業務運営がなされるよう、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に周知方願いたい。

なお、今後も、各医療機関からの要望や実態を踏まえ、医師、看護師等の医療関係職、事務職員等の間での役割分担の具体例について、適宜検討を行う予定であることを申し添える。

記

### 1. 基本的考え方

各医療機関においては、良質な医療を継続的に提供するという基本的考え方の下、医師、看護師等の医療関係職の医療の専門職種が専門性を必要とする業務に専念することにより、効率的な業務運営がなされるよう、適切な人員配置の在り方や、医師、看護師等の医療関係職、事務職員等の間での適切な役割分担がなされるべきである。

以下では、関係職種間の役割分担の一例を示しているが、実際に各医療機関において適切な役割分担の検討を進めるに当たっては、まずは当該医療機関における実情(医師、看護師等の医療関係職、事務職員等の役割分担の現状や業務量、知識・技能等)を十分に把握し、各業務における管理者及び担当者間における責任の所在を明確化した上で、安全・安心な医療を提供するために必要な医師の事前の指示、直接指示のあり方を含め具体的な連携・協力方法を決定し、関係職種間での役割分担を進めることにより、良質な医療の提供はもとより、快適な職場環境の形成や効率的な業務運営の実施に努められたい。

### 2. 役割分担の具体例

#### (1) 医師、看護師等の医療関係職と事務職員等との役割分担

##### 1) 書類作成等

書類作成等に係る事務については、例えば、診断書や診療録のように医師の診察等を経た上で作成される書類は、基本的に医師が記載することが想定されている。しかしながら、①から③に示すとおり、一定の条件の下で、医師に代わって事務職員が記載等を代行することも可能である。

ただし、医師や看護師等の医療関係職については、法律において、守秘義務が規定されていることを踏まえ、書類作成における記載等を代行する事務職員については、雇用契約において同趣旨の規定を設けるなど個人情報の取り扱いについては十分留意するとともに、医療の質の低下を招かないためにも、関係する業務について一定の知識を有した者が行うことが望ましい。

続く・・・